

■ 戸籍・住民票などの種類と料金

種類		内容	手数料
戸籍	全部事項証明書（謄本）	戸籍に記載された方の全員（謄本）または一部（抄本）の方を証明したもの	1通450円
	個人事項証明書（抄本）		
除籍	全部事項証明書（謄本）	戸籍に記載された方全員が、婚姻や死亡で戸籍から抜けた状態または他の市区町村に転籍されたもの	1通750円
	個人事項証明書（抄本）		
改製 原戸籍	（謄本）	戸籍制度の改正に伴い生じた戸籍（戸籍の電算化や、戦後の戸主制度の廃止など）	1通750円
	（抄本）		
戸籍の 附票	全部証明書（全員の写し）	本籍を有する方の住所、氏名を証明したもの	1通300円
	個人証明書（一人の写し）		
	除籍後の全部証明書	発行は除籍の日から5年以内です。（保存年限が5年間のため）	
	除籍後の個人証明書		
住民票	世帯全員の写し	住所、氏名、生年月日、性別など（転居経過・本籍・続柄記載・省略無）を記載したもの	1通400円
	世帯の一部の写し		
	住民票除票の写し	除票から5年以内	
その他	身分証明書	禁治産または準禁治産の宣告の通知、後見の登記の有無を証明したもの	1通400円
	受理証明書（婚姻）	婚姻届や養子縁組届などの届出書を受理したことを証明したもの （届出者の請求のみ）	1通350円 （※上質紙を用いた場合は 1通1,400円）
	受理証明書（養子縁組）		

※本人確認書類の提示が必要です。

※戸籍について、本人・配偶者・直系親族以外の方が請求するときは委任状が必要です。

※戸籍の筆頭者は、その方が死亡しても婚姻届などで決めた方から変わる事はありません。

※身分証明書は必要な戸籍に記載されていない方が請求するときは委任状が必要です。

■ 印鑑登録

印鑑登録制度は、土地や建物などの高額な契約の際に契約書に押した印鑑が、本人の印鑑であることを証明するものです。(印鑑登録した印鑑を実印といいます)

登録は本人が直接申請するのが原則です。ただし、病気等やむを得ない理由により、親子・夫婦・兄弟など家族の方が代理人となり申請できます。(委任状が必要です)

本人申請

- ①登録する印鑑 ②登録する方の本人確認書類

代理申請

- ①登録する印鑑 ②委任状 ③代理人の本人確認書類

※ご本人様宛に照会文書を郵送のため、申請日当日の登録は出来ません。

登録できる印鑑、できない印鑑

1辺が7ミリメートル以上21ミリメートル未満の正方形に収まるもので、印影のはっきりしたものに限りです。摩耗した印鑑や出来合いの安価な印鑑、ゴム印は登録できません。また、一つの印鑑を複数で登録する事はできません。

印鑑登録できる人

赤平市に住民登録をしている15歳以上の方(成年被後見人の方は印鑑登録はできません)

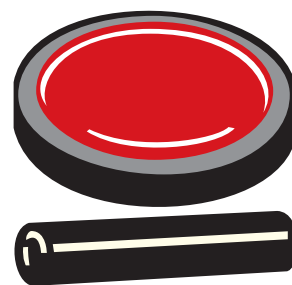
※外国人住民で非漢字圏の方がカタカナ表記の印鑑を登録しようとする場合は、住民登録にカタカナ併記名を記載する必要がありますので、その旨申し出てください。

印鑑や登録証を失くしたとき

窓口で紛失の旨をお申し出ください。(再登録手数料400円がかかります)

印鑑登録証明書の交付

印鑑登録証(カード)、本人確認書類、手数料1通400円



■ 出生・死亡・婚姻・転籍した場合

○印は、加入者または申込者のみです。

種類	届出人	届出期間	必要なもの
出生届	父または母	生まれた日から14日以内	届出人の印鑑・出生証明書(出生届書とセット)・母子健康手帳 ○国民健康保険証
死亡届	同居の親族・同居していない親族・同居者・家主・地主などの順	死亡の事実を知った日から7日以内	届出人の印鑑・死亡診断書(死亡届書とセット) ○国民健康保険証 ○後期高齢医療保険証 ○介護保険証 ○年金証書
婚姻届	婚姻する2人	届出した日から法的効力が発生	婚姻届出書(20歳以上の証人2人の署名が必要です。また、夫または妻が未成年の場合は父母の同意書が必要です)、戸籍謄本(届出地に本籍が無い場合)、夫と妻の認印(1人は旧姓)、本人確認資料(転入届などの①に同じ)
転籍届	戸籍筆頭者および配偶者	届出した日から法的効力が発生	転籍届出書・戸籍の全部事項証明書または謄本(市外から、または市外への転籍)、届出人が2人のときはそれぞれの印鑑



■ 住民基本台帳カード（住基カード）の申請手続き

住基カードについて

- ①住基カードは、顔写真付きの身分証明書として利用できます。
- ②赤平市内への転入、あるいは市外への転出の際、必要な届出が簡略化できます。
- ③電子証明書を申請する事により、所得税の電子申告等が利用できます。

住基カードの申請方法

希望される方は、以下の通り手続きを行ってください。

- ①印鑑・本人確認書類・手数料500円（※写真付きカードを希望の場合、顔写真1枚必要）
- ②①のものを揃えて市役所戸籍年金係窓口で申請
- ③申請後、約2週間で交付となります。（※茂尻支所・平岸連絡所では手続きできません）

■ パスポート申請手続き

赤平市民の方について、市役所戸籍年金係窓口で申請受付ができます。
（※茂尻支所・平岸連絡所では手続きできません）

申請・交付日時

- 月曜日から金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く）
- 申請時間・・・9時から16時30分の間
- 受取（交付）時間・・・9時から17時の間（※申請から交付まで2週間程度かかります）

申請に必要な書類など

申請書（5年用、10年用）、顔写真（6カ月以内に撮影）、戸籍謄（抄）本（6カ月以内に発行）、本人確認書類、前回取得した旅券（※お持ちの方のみ）、印鑑（朱肉を使用するもの） ※詳しくは戸籍年金係までお問合せください。

■ 国民年金の手続き

20歳以上60歳未満の日本国民はすべて国民年金に加入し、老後を迎えたとき、万一の病気や事故などのときに本人や家族の生活の安定を図る制度です。

届出が必要なとき

発生事由	必要なもの
厚生年金・共済組合の資格を喪失したとき	印鑑、離職証明書
（※喪失した方の被扶養配偶者で60歳未満の方は第1号被保険者への切替えが必要となります）	
配偶者の扶養でなくなったとき	印鑑、扶養離脱年月日がわかる書類
住所や氏名が変わったとき	印鑑

国民年金保険料の納付が困難なとき 保険料の免除制度

次の免除手続きをすると、将来年金を受ける権利が保障されます。ただし、年金額に影響が出ます。

- ・法定免除:生活保護を受けている方や障害基礎年金などの受給者
- ・申請免除:前年の所得が少ないため保険料を納めることが困難な場合
- ・納付猶予:学生以外の30歳未満の方が対象。本人と配偶者の所得が審査されます。

学生の保険料納付特例制度

学生で本人の前年中の所得が一定額以下の場合は、申請により保険料を後で納めることが出来る納付特例制度があります。ただし、その後納付特例期間の各月から10年以内に納付すれば、将来受け取る老齢基礎年金は減額されませんが、追納しない場合は年金額に反映されません。納付特例期間中の障がいには、満額の障害基礎年金を受け取ることができます。